

「働き方改革関連法」が成立！説明会を開催します！

平成30年7月6日、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（改正法）が公布され、長時間労働の是正や正規労働者と非正規労働者間の不合理な待遇差の禁止などが事業主に義務づけられます。

改正法は平成31年4月1日から順次施行されますが、まずは改正法の内容をご理解いただき、自社の就業規則の見直しなどご準備をお願いします。

開催日程

※会場によっては、公共交通機関でお越しください。

参加費無料

開催地区	説明会会場	開催日
■福岡地区 (定員 各回200名)	福岡合同庁舎新館3階 共用大会議室ABC (福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎) ※駐車場台数限りあり。	平成30年12月3日(月) ①10:00~11:45 ②13:30~15:15
■北九州地区 (定員 各回165名)	北九州市立商工貿易会館 多目的ホール (北九州市小倉北区古船場町1-35) ※駐車場なし	平成30年12月14日(金) ①10:30~12:15 ②13:30~15:15
■筑後地区 (定員250名)	久留米ビジネスプラザ 大ホール (久留米市宮ノ陣四丁目29番11号) ※駐車場200台(施設前の敷地は駐車禁止です。)	平成30年12月11日(火) 13:30~15:15
■筑豊地区 (定員210名)	イツカコスモスコモン 展示ホール (飯塚市飯塚14-66) ※有料駐車場	平成30年12月18日(火) 13:30~15:15

説明会の主な内容

- I 労働時間法制の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)
 ①残業時間の上限規制、②年5日間の年次有給休暇の確実な取得、
 ③月60時間を超える残業の割増賃金率の引き上げ(中小企業)、
 ④労働時間の状況の把握の実効性の確保 ... など
- II 「勤務間インターバル」制度の普及促進(労働時間等設定改善法)
- III 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止
 (パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

事業主または人事労務ご担当者のご出席をお願いします。

申込方法

裏面の申込用紙により、参加を希望する日程を選んでいただき、参加を希望する開催日の3日前までに、事前にFAXにてお申し込みください。参加の決定は申込順となります。定員を超えるため参加をお断りする場合は連絡させていただきます。

主催：福岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

共催：チャレンジふくおか「働き方改革推進会議」・北九州市(北九州地区のみ)

【チャレンジふくおか「働き方改革推進会議」構成機関・団体】

福岡県経営者協会・福岡県商工会議所連合会・福岡県商工会連合会・福岡県中小企業団体中央会・福岡銀行協会・日本労働組合総連合会福岡県連合会・福岡県・九州経済産業局・福岡労働局